

Q9

投資信託の仕組みについて教えてください。

A

●投資信託の仕組み

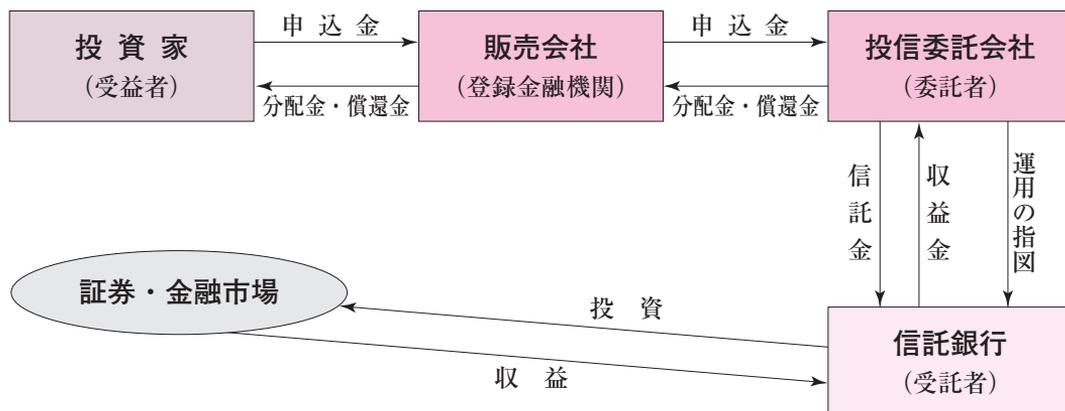
投資信託とは、販売会社（証券会社または登録金融機関等）が投資信託の申込金として複数の投資家から集めた資金を投資信託委託会社（投信委託会社）が運用し、そこで生じた利益を投資家に分配する仕組みの商品です。従来から行われている証券投資信託では、投資家から集められた資金は信託銀行に信託され、投資信託委託会社のファンドマネージャーの指図により、株式・債券などの有価証券による運用が行われます。そこで生じた利益は、運用報酬等の一定の手数料を差し引かれた後、投資家へ実績配当で分配されます。

なお、投資法人の仕組みを使った投資信託（従来の投資信託である契約型投資信託と対比して、会社型投資信託とも呼ばれます）が、不動産投資信託の仕組みとして使われています。また、適格機関投資家や少人数の投資者を対象とする私募投資信託もあります。

●投資信託のメリット

- ① 個人投資家でも、1口1円から1万円など少額でも有価証券投資が可能となります。
- ② 専門家である、投資信託委託会社のファンドマネージャーが運用します。
- ③ 多数の投資家から集めた資金で、運用ファンド全体の金額が大きくなることから、多くの有価証券への分散投資が可能となり、投資リスクの分散を図ることができます。
- ④ 新NISA、iDeCoの利用が可能です。2024年1月からNISAに新しい制度が導入されました。新NISAでは、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が設定され、それぞれ年間120万円、240万円の投資に対する利益が無期限で非課税となります。併用も可能で非課税保有限度額は合算で1,800万円となります。つみたて投資枠では、資産形成の王道である長期の積立・分散投資に適した一定の条件を満たす投資信託が投資対象商品とされ、成長投資枠ではこれに一定の上場株式やREITなどが投資対象商品として加わります。

【契約型投資信託の仕組み】



さらに、iDeCoの積立対象として投資信託を選択することが可能で、その運用益が非課税となるほか、掛金が全額所得控除の対象となります。

●投資法人

投資法人とは、資産を主として特定資産（有価証券、不動産等）に対する投資として運用することを目的として設立される社団（法人）です。投資法人は、内閣総理大臣の登録を受けて資産運用の業務を行います。資産運用のためのビークルとして利用され、資産運用以外の行為を営業とすることはできません。投資法人の基本的な仕組みは株式会社と類似しています。設立企画人があらかじめ内閣総理大臣に内容を届け出たうえで投資法人を設立し、この法人が発行する投資証券を投資家が購入します。設立にあたっては、資産運用の対象および方針、資産評価の基準、金銭の分配の方針等に関する規約の作成が義務づけられています。また、運用の仕組みは分業制であり、投資法人の資産運用にかかる業務は運用会社に、投資証券の発行・名義書換等の事務は一般事務受託者に、資産保管に関する業務は資産保管会社にそれぞれ業務委託することが義務づけられています。

●投資運用業に関する規定の整備

従来、金融商品取引法では、投資運用業者がすべての運用財産につき運用に係る権限の全部を委託することを禁止していましたが、2025年5月からこの規制を廃止し、投資運用業者は、運用対象および方針を決定する権限を除き、投資運用権限の全部を外部委託ができるようになりました。投資信託についても同様とされ、新しいビジネスモデルが出現する可能性があります。